

電子契約サービスに関する Q & A

No.	質問	回答
1	電子契約サービスを利用するうえで費用負担はありますか？	受注者様の費用負担はありません。
2	従来の紙の契約書による取扱いは終了になるのでしょうか？	これまでどおり紙の契約書による契約も可能です。
3	電子契約サービスを利用するには、どのような環境が必要ですか？	インターネットへの接続、電子メールの送受信、PDF ファイルの閲覧ができる環境が必要になります。
4	電子契約サービスを利用するうえでパソコン等にソフトをインストールする必要はありますか？	パソコン等の事前設定は不要です。
5	電子契約の対象にならない契約はありますか？	法令により書面作成が義務付けられている契約、契約期間が 5 年を超える契約などが電子契約の対象外となります。
6	電子契約サービスが利用できる契約案件については、どのようなタイミングで案内されるのですか？	入札公告や指名通知の際にご案内します。
7	電子契約サービス利用の申込手続きは、どのようにすればよいのでしょうか？	入札結果の受領後、市 HP から「電子契約利用申出書」をダウンロードしていただき、氏名やメールアドレス等の必要事項を入力し、契約課あてにメール送付または窓口へ直接お持ちいただくことにより利用申込をするかたちになります。
8	「電子契約利用申出書」に入力する契約事務担当者と契約締結権限者が同じであっても電子契約サービスを利用できますか？	利用可能です。
9	「電子契約利用申出書」に入力する契約締結権限者については、代表者になるのですか？その場合、代表者が契約手続きを行うのですか？	必ずしも代表者になるわけではありません。社内規程等により代表者の代理として契約締結権限者を認めている場合は、その代理の方が電子契約手続きを行うこととなります。
10	1つのメールアドレスしかないが電子契約サービスを利用できますか？	利用可能です。なお、契約事務担当者と契約締結権限者がそれぞれいる場合は、契約締結権限者のみが承認を行うこととなります。
11	組織の共有アドレスでも電子契約サービスを利用できますか？	利用可能ですが、契約締結権限者以外の方が承認をすることがないようにご注意ください。

12	契約締結日は、承認者全員の承認が完了した日になるのですか？	契約書に定める日を締結日とするため、承認者全員の承認が完了した日をもって契約締結となるものではありません。
13	契約書データに修正が必要な箇所を見つけたときは、どのように対応すればよいのでしょうか？	そのようなときは承認をせず、契約課あてにご連絡をお願いします。修正した契約書データを再度アップロードしますので、改めてご確認いただくこととなります。
14	工事請負契約については、図面など大量の電子データを添付する必要がありますが、電子契約サービスを利用できるのでしょうか？	一度にアップロードできるデータ量やファイルサイズに上限はありますが、電子契約サービスの利用において特段問題はありません。
15	契約締結後、変更契約が必要になった場合はどのようにすればよいのでしょうか？	一度締結した契約書データについては、改ざん防止のため修正することができません。そのため変更契約が必要な場合は、その都度、電子契約サービスを利用して契約手続きを行うこととなります。
16	契約当事者双方の押印がない電子契約については、承認者全員の承認により契約の有効性が担保されますが、その内容はどのように確認するのですか？	契約締結後、承認者全員に契約書データが添付された完了メールが送られてきます。メールが届いたら契約書データをダウンロードして保存します。その保存した契約書データから承認者全員の電子署名やタイムスタンプ（電子署名の日時）の有効性を確認することができます。
17	契約締結の完了メールが届いていたが、有効期間の10日が経過してしまい契約書データをダウンロードすることができなかった場合、どのようにすればよいのでしょうか？	契約課にご連絡いただくか、またはクラウドサインにアカウント登録することにより契約書データのダウンロードができるようになります。
18	契約締結後、契約書を印刷して保管する場合、契約書に収入印紙を貼り付ける必要はありますか？	電子契約については、契約書の電子データが原本になります。印刷したものは原本の写しとなるため印紙税の課税文書には該当しません。従いまして、印刷した契約書に収入印紙を貼り付ける必要はありません。
19	請書についても電子契約サービスの利用ができますか？	利用可能です。市がアップロードした請書データについて、受注者が確認し、承認（電子署名）をするだけで受注完了となります。なお、市側には承認者はいません。
20	随意契約について電子契約サービスの利用ができますか？	令和9年10月1日より利用可能の予定です。それまでの間は電子入札の案件のみが電子契約サービスの利用対象となります。